

タクシー事業における賃金システム等に関する懇談会 第1回会合 議事概要

○日 時：平成21年3月30日（月）14：00～16：00

○場 所：中央合同庁舎2号館低層棟1階 共用会議室3A

山内委員を座長に選任することについて一同了承。事務局より資料説明の後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

○本懇談会の趣旨として交政審答申の抜粋が示されているが、検討課題の幅が広すぎる。もっと論点を絞った方が議論が円滑に進むのではないか。

○労働条件の悪化は、規制緩和による供給過剰と過度な運賃競争の結果。タクシーにおける歩合制賃金は、場外労働であること、人によって営収に差があること、長年の労使間の話し合いの結果であり適当なもの。

○歩合制は不可欠なものなのか、固定給との兼ね合いで、そのウェイトをどう考えるべきかを是非議論してほしい。タクシーは運転者の売上げで労働の質・量をカウントしているが、それでよいものなのか。出庫・帰庫時に点呼する、運行記録計も付いている、とすれば、なぜ歩合でないと労務管理ができないのか。賃金体系や歩合などについて国でガイドラインを作成し、実行を求めていくしかない。

○歩合制でしか労務管理をしていないのが実態だが、これでは運転者の仕事の責任感は欠如するし、売上げさえ上げれば良いという感覚になる。現在は走っても走っても稼げずに生産意欲も削がれている。

○累進歩合にしろリース制にしろ、賃金の部分にメスを入れないとタクシーの問題解決には至らない。

○論点を整理した方がよい。1つ目は固定給と歩合給の関係。即ち賃金体系論。2つ目は賃金に関する法規制を守るという観点から、累進歩合や最低賃金の問題をどうするかということ。3つ目は賃金に関する不当な負担の問題、いわゆる「運転者負担」と呼ばれているものやリース制賃金の問題。

○賃金制度がよく分からぬいため、タクシー運転者自身が、自分の労働条件を分かっておらず、他との比較もできないという問題がある。ユーザー側にとっても、法人契約など事業者を選択するための判断材料になる部分。もっとディスクローズすべき。

以上